

国の印刷物への広告掲載要綱

平成17年5月11日
関係省庁申合せ
平成20年6月13日
一部改正

1. 趣旨

- 1-1 現下の厳しい財政状況に鑑み、国民に財政負担を求めずに新たな財源を捻出し、行政の効率化・財政の健全化に資するため、国の印刷物を広告媒体として活用することにより、歳入の確保に努めることとする。
- 1-2 この要綱は国の印刷物に広告を掲載することとしたことに際し、契約の方法及び広告内容の範囲等について各府省の取組に齟齬が生じないように策定するものである。但し、印刷物に応じて、会計法令及び各府省の会計規則等の範囲内で、当該要綱と異なる取扱いをすることを妨げるものではない。

2. 広告欄の確保等

- 2-1 国の印刷物に広告欄を設ける場合には、国の事務若しくは事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で、印刷物中に広告欄を確保することとする。
- 2-2 広告を掲載する印刷物の版下の作成、掲示等について企画競争等を実施する場合には、印刷物中に広告欄を確保すること、広告欄の提供に関する募集を別途行うこと、広告の選定に当たって広告内容の範囲等を定めていること等を企画競争説明の際に説明するとともに、広告欄の確保を評点の対象とすることとする。また、印刷業者に印刷を委託する場合には、広告が掲載されること等を明示することとする。
- 2-3 行政の効率化・財政の健全化の観点から、空白部分の活用等を図ることとし、広告掲載により無用の追加的な財政支出が生じないように留意することとする。また、広告主の意向等により、国の広報内容等が影響を受けることがあってはならない。
- 2-4 広告を掲載する印刷物の内容について、ホームページへの掲載等、広報方法が多岐にわたる場合には、当該印刷物の所管部局が広告掲載の対象範囲を決定することとする。

3. 付記事項

3-1 広告欄には、当該欄が広告欄であることを明確にするため、政府の広報と欄を区分し、「広告欄」の文言を記述するとともに、以下の注記を付することとする。

「本欄は広告欄であり、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、国が推奨するものではありません。」

4. 広告内容

4-1 2-1に反する広告のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、国の印刷物には掲載しないこととする。

- ① 法令、通達、条例等に違反するもの、又は、これらに照らして不適切な内容を含むもの。
- ② 不当景品類及び不当表示防止法第 12 条に基づいて設定される公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準ずる業界規制に違反するもの、又は、これらに照らして不適切な内容を含むもの。
- ③ 責任の所在が不明確なもの。
- ④ 内容が不明確なもの。
- ⑤ 事実と異なる内容を含むもの。
- ⑥ 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの。
- ⑦ 比較広告。
- ⑧ 懸賞広告及びクーポン付き広告。
- ⑨ 基本的人権の侵害につながるおそれのあるもの。
- ⑩ 宗教的又は政治的表現を含むもの。
- ⑪ 特定の主義主張を含むもの。
- ⑫ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある内容を含むもの。
- ⑬ その他国の印刷物に広告として掲載することが妥当でないと認められる内容を含むもの。

4-2 具体的な基準は、別途定めることとする。

4-3 広告内容となる事業等を所管する各府省の担当部局の意見を聴取することとし、該当部局は最大限協力することとする。

4-4 特定の政策目的をもった印刷物については、当該政策目的に留意しつつ、掲載することとする。

4-5 広告には、広告主名及び連絡先を表示しなければならないこととする。

4-6 上記のほか、各府省において、印刷物の内容等に応じて、広告内容の範囲を定めることができることとする。

5. 予定価格

5-1 広告欄の提供に係る予定価格は、予算決算及び会計令第80条の規定に則り、広告掲載に係る実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、広告掲載期間の長短等を考慮して適正に定めることとする。

6. 契約の相手方の決定

6-1 契約の相手方の決定は、原則として、一般競争入札により行うこととする。

6-2 一般競争入札参加資格は、原則として、次のとおりとする。

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 予算決算及び会計令第72条第1項の資格を有するものであること。
- ④ 入札事項等説明会（後述）に参加し、入札事項等の説明を受けた者であること。

6-4 入札事項等説明会において、仕様書を示すこととし、その中で、通常の入札において必要とされる項目のほか、以下の内容を必ず記載することとする。

- ① 対象とする印刷物、その主な内容等
- ② 発行部数、広告欄の位置・大きさ、利用可能な色等
- ③ 広告掲載期間等

7. 広告主の選定に係る条件

7-1 一般競争入札に際して、広告主の選定に関し、次の条件を付することとする。

- ① 本要綱及びこれに基づき策定される基準並びに各府省が定める基準（以下、「要綱等」という。）に従って、広告主を募集し、及び選定すること。
- ② 広告主の選定及び広告原稿の決定に当たって、あらかじめ当該広告を掲載する印刷物の所管部局に提出し、広告掲載審査会（後述）の審査を受けること。

- ③ 要綱等に抵触しないことについて広告掲載審査会の承諾を得た広告を掲載すること。
- ④ 掲載できる広告が確保されなかった場合には印刷物の所管部局がその取扱いを決めること。
- ⑤ 事後的に、要綱等に抵触する事情が生じたことにより、国の印刷物に広告を掲載することが適当ではないと判断される場合には、当該広告を掲載する印刷物の所管部局の判断において、当該広告を掲載している印刷物の配布を取りやめるか、広告掲載自体を取りやめる措置を講じること。なお、各府省において、事後的に、要綱等に抵触する事情が生じたと認められる場合には、当該広告を掲載する印刷物の所管部局に連絡することとする。

7-2 国から運営費に係る補助金等を受けている法人等（過去において受けていた実績のある法人等を含む。）については、広告主とすることができない。また、国から運営費に係る補助金等を受けていない法人等にあっても、過去5年以内において運営費以外に係る補助金等を受けている場合又は公共事業等を受託している場合には、当該補助金・事業と直接関連する部局の印刷物については、広告主とすることができない。

7-3 法令等の違反があった企業等については、広告主としないことができる。

7-4 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるものについては、広告主としないことができる。

8. 入札事項等説明会の開催

8-1 契約の相手方の決定に係る一般競争入札の前に、要綱等の内容、仕様書、広告主の選定に係る条件等について十分な理解が得られるよう、入札事項等説明会を開催することとする。

9. 広告掲載審査会

9-1 国の印刷物に掲載する広告の掲載の適否を審査するため、各府省に、広告掲載審査会を設けることとする。広告掲載審査会の運営その他の事項は各府省で定めることとする。

10. 広告を掲載した印刷物の寄附による受領

10-1 本要綱の規定に基づく広告を掲載した印刷物について広告主等から寄附があった場合には、「官公庁における寄附金等の抑制について」（昭和23年1月30日閣議決定）の3で定めた主務大臣が弊害を生ずる恐れがないと認めたものとみなすことができる。

11. ウェブサイト広告

11-1 本要綱及び別途定める広告内容に関する具体的基準は、国のウェブサイトへの広告についても準用する。

12. その他

12-1 この要綱の実施に関し必要な事項は、各府省の長が定めることとする。